

かなぎん生体認証 IC キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

生体認証とは、あらかじめ IC キャッシュカード内に登録された、お客様の生体情報（指静脈情報）をパターン化した生体認証情報（以下「生体情報（指静脈パターン）」といいます。）と、来店したお客様の指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。IC キャッシュカードのうち生体認証機能を搭載したものを「生体認証 IC キャッシュカード（以下「生体認証 IC カード」といいます。）

この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「かなぎん IC キャッシュカード規定」の一部を構成すると共に同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (生体認証対象口座)

生体認証 IC カードは、当行所定の預金口座（以下「生体認証対象口座」といいます。）についてのみ利用できます。

3. (生体情報の登録)

(1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体認証 IC カードの交付を受けた後、当行本支店窓口にて当行所定の方法で生体認証 IC カード上の IC チップ内に生体情報（指静脈パターン）を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の資料を提出するものとします。

(2) お客様の生体情報（指静脈パターン）は、お客様が所持する生体認証 IC カード上の IC チップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

4. (生体認証の利用)

(1) 生体認証 IC カードは、生体情報登録の有無および自動機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらない IC チップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」の3通りの取引があります。

(2) 「生体認証取引」は生体情報登録済みの生体認証 IC カードで、IC 対応している自動機のうち生体認証に対応している自動機において利用できます。

(3) 「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報（指静脈パターン）の諸号を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、残高照会、暗証番号変更その他当行所定の取引を行います。

(4) 生体情報登録済みの生体認証 IC カードを、生体認証に対応していない IC 対応の自動機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体認証 IC カードを生体認証対応している自動機で利用した場合は、「生体認証によらない IC チップによる取引」となります。

(5) 生体情報登録済みの生体認証 IC カードであっても、IC 対応していない自動機で利用した場合、「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」となります。

(6) 生体認証 IC カードの IC チップ上に保管された生体情報（指静脈パターン）は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

5. (生体情報（指静脈パターン）の変更)

登録された生体情報（指静脈パターン）の変更を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更を行います。

6. （ICカードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続）

ICカードの更新や再発行により、新たな生体認証ICカードが発行された場合、古いICカードは返却するとともに、すみやかに前記3.により生体情報の登録を行ってください。

7. （1日当たりの利用限度額）

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、生体認証ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」それぞれに1日あたりの限度額が設定され、「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」について限度額を変更または取引を停止することができます。

8. （代理人）

当行所定の手続きにより、代理人ICカードを発行することができます。代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報（指静脈パターン）を登録することにより利用可能となります。

なお、登録の際、登録にかかる本人または代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意をもって行ったうえは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報（指静脈パターン）の登録をいたします。

9. （個人情報取扱の同意）

生体認証の申込者及び申込者の代理人は、当行が次の目的のためにICカード上のICに自己の指静脈情報を記録・保管することに同意するものとします。

(1)指静脈情報は、当行所定の機器において、申込者またはその代理人の指静脈パターンとICチップ上の指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。

(2)生体認証を使用する当行との間の銀行取引については原則として以下に定めるところによります。

① 生体認証対象口座の預金に関し、生体認証対応自動機で払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。）、残高照会、暗証番号変更その他当行所定の取引をする場合。

② その他、当行が必要と定めた場合。（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限ります。）

10. （特約の変更等）

(1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上